相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市人見町一二番地、最後の住所北海道函館市神山三丁目一〇番一三号
被相続人　亡　伊賀　チセ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十八日
北海道函館市湯浜町一四番三一号
相続財産管理人司法書士　亀谷　和彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道小樽市梅ヶ枝町四九番地、最後の住所北海道小樽市オタモイ一丁目二〇番一八号やすらぎ荘
被相続人　亡　伊林　智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十八日
北海道小樽市住ノ江一丁目四番一号
相続財産管理人　中嶋　秀夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市錦町二丁目九二三番地の四、最後の住所群馬県桐生市川内町一丁目四二二番地の一
被相続人　亡　関口　寿彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十八日
群馬県桐生市巴町二丁目一八二一番地
相続財産管理人　弁護士　白田　佳充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県草加市柿木町七一九番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　仲原富貴治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十八日
事務所埼玉県越谷市東越谷九丁目五三番地
越谷司法ビル一〇七号室万葉法律事務所
相続財産管理人　弁護士　柳　隆彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区太子堂四丁目四四七番地、最後の住所横浜市青葉区田奈町四番地一九　エスペランサ青葉台五〇四
被相続人　亡　伊藤　昌典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十八日
横浜市中区尾上町一丁目八番地関内新井ビルディング九階弁護士法人グリーン・ファーム法律事務所、選任時の住所横浜市中区住吉町一―一二―五―一〇階
相続財産管理人　弁護士　西田　勇人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市尾山町一六九番地、最後の住所石川県金沢市白菊町一六番一号
被相続人　亡　野村　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十八日
石川県金沢市新神田四丁目四番一九号
相続財産管理人　殿島　一良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市東区泉一丁目一三番、最後の住所名古屋市中村区乾出町四丁目一〇番地市営中村荘二〇八号
被相続人　亡　花木　護

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十八日
名古屋市中区丸の内二丁目一八番一一号四六KTビル九階
相続財産管理人　弁護士　石上　興一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市若松町字中根一五番地五、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　小野　正義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十八日
愛知県岡崎市竜美南四丁目一五番地二
古性明法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐藤　通記

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中村区豊国通三丁目二五番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　前島　良彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十八日
名古屋市中区丸の内一丁目四番一二号アレックスビル八階
相続財産管理人　弁護士　大野　博昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市北区紫野上門前町八〇番地、最後の住所大阪市都島区友渕町一丁目四番三―五〇六号
被相続人　亡　福隅　莞爾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十八日
大阪市北区西天満四丁目一番一五号西天満内藤ビル五〇二号
相続財産管理人　川﨑　壽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市東山町七三六番地一、最後の住所大阪府東大阪市弥生町一八番六号
被相続人　亡　瀧井　輝男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十八日
大阪市北区西天満四丁目一番一五号西天満内藤ビル五〇二号
相続財産管理人　川﨑　壽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県津久見市徳浦本町七二七番地、最後の住所大阪府池田市旭丘一丁目三番二〇―C号
被相続人　亡　藥師寺貞夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十八日
大阪市北区西天満五丁目一番三号南森町パークビル三階　はるか法律事務所
相続財産管理人弁護士　松山　理香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市天王寺区玉造元町一〇番、最後の住所大阪市天王寺区玉造元町一〇番二一号
被相続人　亡　村田　陽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十八日
大阪市北区西天満五丁目一番三号南森町パークビル三階　はるか法律事務所
相続財産管理人弁護士　松山　理香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市白浜町甲官有地、最後の住所兵庫県姫路市白浜町甲官有地北住宅
被相続人　亡　山本　由一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十八日
兵庫県姫路市三左衛門堀東の町三番地の二
相続財産管理人　弁護士　山﨑　省吾

第３期決算公告

平成23年6月27日
東京都千代田区神田神保町一丁目105番地
株式会社IIJイノベーションインスティテュート
代表取締役　浅羽登志也

貸借対照表の要旨（平成23年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	197,928
	固定資産	9,380
	資産合計	207,308
負債及び純資産の部	流動負債	129,430
	株主資本	77,878
	資本金	75,000
	資本剰余金	75,000
	資本準備金	75,000
	利益剰余金	△72,122
	その他利益剰余金	△72,122
	（当期純利益）	(2,384)
	負債・純資産合計	207,308